

狛江市物価高騰対応生活応援給付金のご案内

給付金の支給額

1人あたり **5万円**

給付金の支給時期

市が確認書または申請書を受理した日の翌月中旬頃の予定です

※書類に不備がない場合

支給対象となる方

- ・令和5年度住民税の所得割が100円以上1万円未満である方
- ・令和5年12月1日時点で、狛江市の住民基本台帳に登録されている方

※令和5年度住民税非課税世帯臨時特別給付金を受給した方は、本給付金は対象外です。

給付金の支給手続き

A 狛江市から「確認書」が届いた方

「物価高騰対応生活応援給付金支給要件確認書」の内容を確認し、必要事項を記入の上、**令和6年3月29日(金)(必着)までに返送**してください。

- ①「確認書」に、給付金の振込先（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義）を記入
- ②通帳・キャッシュカード等のコピーを添付

B 令和5年1月2日から12月1日までの間に転入してきた方

「物価高騰対応生活応援給付金申請書（請求書）」に必要事項を記入の上、**令和6年3月29日(金)(必着)までに提出**してください。

- ①「申請書」に必要事項を記入（「申請書」は市ホームページからダウンロードする、コールセンターに連絡し取り寄せる、市役所5階窓口で受け取るの3つの方法があります。）
- ②本人確認書類のコピー、通帳・キャッシュカード等のコピー、課税証明書（令和5年度住民税所得割の額が証明できるもの）を添付

※課税証明書は、令和5年1月1日時点で住民登録のあった区市町村から取り寄せてください。

お問い合わせ

「物価高騰対応生活応援給付金」コールセンター（狛江市役所5階）

☎ 0570-03-1578 FAX 03-3480-1133

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝日を除く） 狛江市福祉相談課

